

令和8年2月27日

## 手形・小切手の最終振出期限の設定等について

水戸信用金庫(理事長 飯村 次男)は、令和9年4月から電子交換所における手形・小切手の交換が廃止になるため、手形・小切手の電子化に向けて、「手形・小切手の最終振出期限」、「他金融機関を支払地とした手形・小切手による入金扱いの受付終了日」の設定、および当座預金からの払戻しとして小切手に代わる「当座勘定支払帳」を使用開始いたしますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 手形・小切手の最終振出期限

**最終振出期限** 令和8年9月30日(水)

最終振出期限を経過して振り出された手形・小切手は、当座勘定からの支払いができなくなります。

#### 2. 他金融機関を支払地とした手形・小切手による入金扱いの受付終了日

**受付終了日** 令和8年9月30日(水)

令和8年10月以降に手形・小切手を受け取った場合は、振出金融機関や振出人等に決済方法を相談する必要があります。

#### 3. 当座勘定支払帳の制定

仕様	「払戻請求書」と「お客様控え」を1組とした綴り(1冊50組)
使用開始日	令和8年4月1日(水)
発行手数料	2,200円(税込)
注意事項	・「払戻請求書」に必要事項を記入押印のうえ、当座勘定支払帳から切り離さずに、お取引店にご呈示ください。 ・口座名義本人からの払い戻しのみとし、小切手のように第三者への交付・譲渡はできません。

以上

【本件についてのお問い合わせ先】  
お近くの営業店にお問い合わせください